

高校生等奨学給付金の上乗せ支給を行います！

高知県では、全ての意志ある高校生が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費への支援として返還不要の奨学給付金を支給しています。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、今年度の給付金の支給決定を受けた方に対し給付金の上乗せ支給を行うこととなりました。

1 上乗せ支給の対象となる方

令和2年度高知県高校生等奨学給付金の支給決定を受けた方のうち、非課税世帯に該当する方（家計急変により非課税相当となった世帯の方を含む）

2 支給金額

世帯区分	新たに支給する金額
全日制・定時制（第1子）	26,100円
全日制・定時制（第2子以降）	12,000円
通信制・専攻科	12,000円

※すでに支給した金額と合算した合計支給額については、3月下旬に書面でお知らせする予定です。

※家計急変により非課税相当となった世帯の方については、家計急変の発生月にかかわらず一律で同額を支給します。

3 支給時期

支給決定通知書の発送：令和3年3月下旬

支給予定日：令和3年4月下旬

※支給予定日については、支給決定通知書の発送時にお知らせする予定です。

4 支給方法

口座振込（今年度の給付金を支給した口座に振り込みます）

※原則として令和2年7月1日時点の申請者となっている方に支給します。

（令和2年7月以降に家計が急変した場合、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初日である場合は、申請のあった月）の1日時点の申請者となっている方に支給します。）

氏名や振込口座に変更がある場合は、別途、届出書をご提出いただきます。（届出書については、3月下旬に支給決定通知書と併せてお送りし、学校までご提出いただく予定です。）

※本事業の取扱いについては、県議会の議決等により変更となる場合があります。

お問い合わせ先：高知県教育委員会事務局 高等学校課（☎ 088-821-4851）